

浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）の概要について

1 国の動向

- ・ R5～7 年度 「改革推進期間」として、各自治体で実証事業等を実施。
- ・ R6. 8 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を設置。
- ・ R7. 5 R8～13 年度を「改革実行期間」（R8～10 前期）とする今後の方向性を公表。
改革の理念や基本的な考え方のほか、改革の進め方、費用負担のあり方等。
「地域移行」という名称は「地域展開」に変更。
- ・ R7. 6～ 「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」
を設置。地域クラブ活動の要件や認定方法、費用負担等について検討開始。
- ・ R7 年度中 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイド
ライン（R4. 12 スポーツ庁・文化庁）が改訂予定」。

2 市の検討経緯

- ・ R5. 5 「休日の部活動の地域移行に向けた取組方針」を策定。
R8. 9 以降、休日の部活動を地域クラブ活動に随時移行していくことを決定。
- ・ R5. 7～ 庁内関係課、学校関係者、有識者等による「地域クラブ活動協議会」を設置。
ガイドラインや課題等について協議を継続（R7. 9. 5 に第 9 回を開催予定）。
- ・ R7. 6 「令和 8 年度国の施策及び予算に関する提案・要望」において、文部科学
省、スポーツ庁、文化庁に、休日の部活動の地域展開に係る保護者負担や自
治体に対する財政支援について要望。
- ・ R7. 8～ 国の実証事業（浜松市「休日部活動の地域展開等推進事業」）開始
- ・ その他、中学校や関係団体、自治会連合会、地域分科会等において、現状把握や今後の地域
展開の在り方等について、情報提供や意見交換を随時実施。

3 「浜松市『休日の部活動の地域展開』に関するガイドライン(案)」の概要（別紙参照）

①市の基本理念・全体像（別紙ガイドライン p3、4）

- ・ 令和 8 年 9 月以降、「平日の学校部活動は継続」、「休日は地域クラブ活動へ移行」、「地域ク
ラブの体制が整わない状況であれば、部活動指導員による学校部活動を経て、地域クラブ
活動へ移行」する。
- ・ 平日の部活動の地域展開は、国の検証も踏まえ、休日の移行が円滑に進んだ後に検討。
- ・ 地域クラブ活動の実施に当たっては、地域クラブと学校の連携が必要。
- ・ 本市が目指す地域クラブ活動のターゲットとなる参加者を明記。

②市が認定する地域クラブ「はまクル」（別紙ガイドライン p4～8）

- ・ 市が定める要件を規約に明記して申請した団体を、市認定地域クラブ「はまクル」として
登録。
- ・ 生徒の自主的・自発的な参加が原則。複数のクラブに参加することも可能。

③はまクルの活動指針（別紙ガイドライン p9～11）

- ・ 運営団体・実施主体として、中学校地域クラブやスポーツ協会加盟団体、NPO 法人、総合
型地域スポーツクラブ、民間事業者、市民による新規創設団体等を想定。

- ・複数の指導者を確保し、指導者の報酬等は、国から示される予定の費用負担の在り方等も参考に、各クラブで適切な金額を決定することができることも想定。
- ・クラブでの指導を希望する教職員が従事できる体制を整備。
- ・原則として、浜松市立中学校部活動運営方針に準じ、活動時間や休養日を設定。
- ・休日の昼間は、市立中学校施設を無償かつ優先的に使用可能。
- ・クラブの運営は、参加者の受益者負担を基本とし、国から示される予定の費用負担の在り方等も参考に、活動の維持や運営に必要な範囲で、会費を設定。
- ・参加者及び指導者は、自身の怪我等を補償する保険と個人賠償責任保険へ加入。
- ・活動中のトラブルについては、各クラブの管理責任において適切に対応。

④はまクル加盟クラブへの参加（別紙ガイドライン p 12～22）

- ・クラブの運営、指導者及び運営スタッフとしての関わり、生徒の参加について、活動開始までの流れや必要な手続き等を具体的に記載。
- ・代表者及び会計担当者（どちらも指導者との兼務可）を配置し、最低2名以上で構成。
- ・指導者は「はまクル人材バンク」に登録し、所定の研修を受講後に指導開始。
- ・市ホームページ等にはまクル加盟クラブの一覧を掲載し、参加したいクラブが決まったら生徒保護者がクラブと直接やりとりして入会手続きを進める。

⑤その他（別紙ガイドライン p 23）

- ・安全に活動を行うための事故の防止や参加者の安全管理に関わる資料を掲載。
- ・国のガイドラインの改定内容や、本市地域クラブ活動の運営状況によって、本ガイドラインの見直しを、必要に応じて適宜行うことを記載。

4 ロードマップ（案）



- ・R7.10を目途に「浜松市『休日の部活動の地域展開』に関するガイドライン」（案）を公表。
- ・生徒や保護者、関係団体等への説明や意見聴取、本市実証事業、国のガイドライン改定等を踏まえ、検証及び見直しを行い、R8.3に完成版を策定予定。

5 公的支援について

- ・国から示される予定の地域クラブ活動の費用負担の在り方を踏まえ、来年度予算案の編成作業において、クラブ団体、指導者、参加者への具体的な支援策等の整備を検討する。

浜松市「休日の部活動の地域展開」 に関するガイドライン

(案)

最終更新日時 令和7年8月15日



目 次

はじめに	2
第1章 基本理念と活動指針	3
1 市の基本理念・全体像	3
2 市が認定する地域クラブ「はまクル」について	4
(1) 「はまクル」とは	4
(2) 対象者	5
(3) はまクル認定の要件	6
(4) はまクル認定の取消	8
3 はまクルの活動指針	9
(1) 運営団体・実施主体	9
(2) 指導者	9
(3) 活動内容（競技・種目、休養日、活動時間）	9
(4) 活動場所（活動用具）	10
(5) 大会・コンクール等への参加	10
(6) 費用	10
(7) 保険	11
(8) 学校との連携	11
(9) 管理責任	11
第2章 はまクルに参加するために	12
1 はまクル参加に向けての流れ	12
2 はまクル加盟クラブの運営をしたい方へ	13
3 はまクルに指導者、スタッフとして参加したい方へ	18
4 はまクルに参加したい生徒、保護者の方へ	21
第3章 その他	23
1 事故の防止や参加者の健康管理	23
2 はまクルガイドラインの見直し	23
3 問い合わせ先	23
申請書式等	24～

はじめに

中学校の運動及び文化部活動（以下「部活動」という。）は、生徒のスポーツ及び文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、多くの教育的意義を有してきました。

しかし、全国的に少子化が進展する中、浜松市も部活動をこれまでと同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況となっています。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思にかかわらず、教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、今後より困難なものとなります。

そのような中、令和4年12月に、スポーツ庁と文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が示され、部活動を地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動へ移行していくこととされました。そして、令和5年度から令和7年度を改革推進期間と定め、地域の実態に合わせて、まずは休日の部活動の地域移行を推進することとしました。さらに、令和7年5月の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめでは、「地域移行」の名称を「地域展開」に変更することや、令和8年度からの次期改革期間（改革実行期間）の在り方等が示されました。

本市においては、令和3年7月に「浜松市地域部活動検討委員会」を設置し、休日の部活動の地域移行について検討を進めてきました。令和5年5月には、教育委員会が「休日の部活動の地域移行に向けた取組方針」を策定しました。この取組方針にて、本市では、令和8年9月より、休日の部活動を地域クラブ活動へ随時移行していくことを示しました。

そして、令和5年7月には、有識者や保護者・地域・学校・中学校体育連盟（以下「中体連」という。）・中学校文化連盟（以下「中文連」という。）・スポーツ関係団体・学校教育部・市民部などの代表で構成される「地域クラブ活動協議会」を設置し、本市における「休日の部活動の地域展開に関するガイドライン」（以下「はまクルガイドライン」という。）の策定に向け、個別課題の検討を進めてきました。

はまクルガイドラインは、浜松市の地域クラブ活動に携わる保護者、指導者、運営スタッフ、地域の方々にとって、持続可能な運営体制が構築できるようにするための指針であり、何より参加する子供たちにとって充実した活動が展開されるための、必要な手続きや留意事項等を示したものです。

休日の地域クラブ活動は、これまでの部活動に代わり、社会教育の一環となる新たな活動であるため、参加される皆さんの協力や連携、創意工夫が必要な活動となります。部活動の意義を継承・発展しつつ、子供を中心とした地域の新たなコミュニティが生まれることなど、新たな価値を創出する活動が展開されることを期待しています。

第1章 基本理念と活動指針

1 市の基本理念・全体像

本市の地域クラブ活動は、これまで部活動が果たしてきた役割を踏まえ、「生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現」や、「持続可能な活動環境の構築」を目指すことを基本理念としています。



（令和6年7月教育委員会指導課発出）

令和8年8月までは、平日・休日ともにこれまで通りの学校部活動が行われます。令和8年9月以降は、①平日の学校部活動は継続する、②休日は地域クラブ活動へ移行する（地域展開¹⁾）、③地域クラブの体制が整わない状況であれば、部活動指導員による学校部活動（地域連携）を経て地域クラブ活動へ移行することとなります²⁾。

よって、原則的には令和8年9月以降、教職員が休日の部活動に携わることはありません。ただし、中体連や吹奏楽連盟等が主催する大会に部活動として参加する場合は、教職員（部活動指導員を含む）が引率指導できるようにしていきます³⁾。また、平日の部活動の地域展開については、国の検証も踏まえ、休日の移行が円滑に進んだ後に検討していくこととします。

なお、地域が主体となる地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用、指導を希望する教師の兼職兼業、学校からの情報提供等、地域クラブと学校との連携は図る必要があり、地域展開した場合にも、学校は地域の一部として関わりをもつことになります。

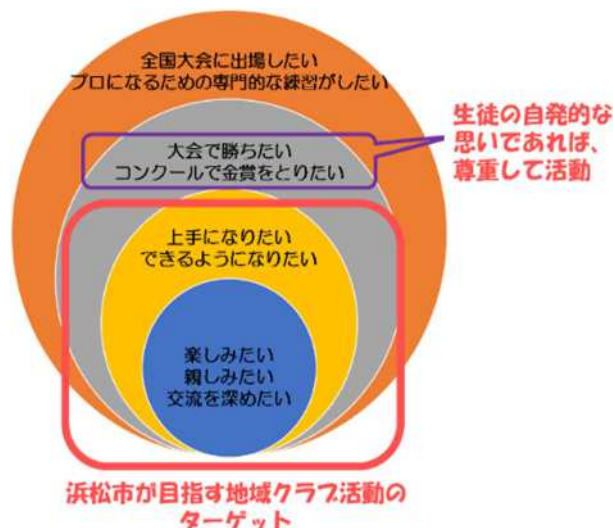
1) 「地域移行」から「地域展開」への名称変更については、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）において、「（部活動）改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表す観点から名称を変更することとする」としています。

2) 本市の休日の部活動の地域展開に関わる事業は、市立中学校の部活動を対象としたものです。国立・県立・私立等の中学校については対象ではありません。

3) 地域クラブと部活動のどちらも参加できる大会については、参加する生徒の選択を尊重したうえで、地域クラブと学校との事前の連絡・調整等の連携が必要になります。

本市が目指す地域クラブ活動は、前述の基本理念に基づき、下の図にあるように、生徒が自分でやりたい活動を選択し、「活動を楽しみたい」、「上手になりたい」、「仲間や地域の方との交流を深めたい」といった目的をもつ生徒を対象とした活動を行うことが前提となります。

よって、活動を通して、生徒が自主的・自発的に「大会で勝ちたい」などの思いが生まれれば、その思いを尊重した活動へ展開されることは想定できます。しかし、「全国大会に出場させたい」等の指導者の個人的な思いだけで、勝利至上主義的な活動にはならないよう、クラブとしての十分な配慮が必要です。また、大会での勝利を優先するあまり、例えばクラブ員や保護者に過度な負担をかける練習日程や内容、高額な会費を徴収しての頻繁な遠征等は、地域クラブ活動の基本理念の視点からも、望ましい活動とは言えません。



2 市が認定する地域クラブ「はまクル」について

(1) 「はまクル」とは

本市が目指す地域クラブ活動は、市の基本理念や目的を明確化するためにも、民間のスポーツクラブや文化・芸術クラブと区別する必要があります。例えばプロの下部組織であるクラブチームやピアノ教室などは、それぞれが目指す経営理念や方針のもとに練習内容や練習環境、会費等が設定され、その趣旨に賛同する生徒が参加します。

一方で、地域クラブ活動は、国のガイドライン⁴⁾の主旨からも、営利目的を主とした運営ではなく、できる限り低廉な会費を設定し、これまでの部活動と同様にどの生徒でも参加できる公共的団体としての要素が必要です。⁵⁾

これらを踏まえ、本市では、市が定める要件を規約に明記して申請した団体やクラブを、市が認定する地域クラブ「はまクル」⁶⁾として登録し、各クラブの管理責任のもとに、参加する生徒や保護者の皆さんが安心して参加できる体制を構築していきます。

なお、「はまクル」に認定された地域クラブを「はまクル加盟クラブ」と呼び、はまクル加盟クラブの活動は、各クラブの方針に沿って、休日に行うこととします。

4) 国のガイドラインには、「学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要であること、地域のスポーツ文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場の整備をすること」が示されています。

5) ※「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」で示される要件、認定方法等を記載予定

6) 「はまクル」は、「はままつ+地域クラブ (CLUB)」を短縮、融合させた造語であり、これからの新しい取り組みである地域クラブ活動にふさわしい、斬新でイメージしやすい愛称となるように命名されました。

(2) 対象者

はまクル加盟クラブの活動は、生徒の自主的・自発的な参加が原則であり、参加を強制されるものではありません。自分の興味や関心に応じてクラブを選択し、参加することができます。はまクル加盟クラブの活動と部活動の両方に参加することや、複数のはまクル加盟クラブに参加することも可能です⁷⁾。

はまクルの活動については、従来の部活動に所属していた生徒（中学生）はもとより、部活動に所属していない生徒、各種スポーツ・文化芸術活動を苦手としている生徒、障がいのある生徒も含め、希望するすべての生徒が参加できます⁸⁾。参加の対象となるのは、浜松市立中学校に在籍する生徒、浜松市内に在住の生徒、浜松市の私立・県立・国立中学校に通学する生徒が基本となります⁹⁾。

ただし、活動場所の広さや指導者の配置人数などの安全面や、平日の部活動との連携の面などの理由から、はまクル加盟クラブ側が、「〇〇中校区の生徒を対象にする」等、学校や地域を限定して対象者を制限すること¹⁰⁾ があります。

7) 複数のはまクル加盟クラブの活動に参加することは可能ですが、大会への参加については、大会主催者が定める規定や各クラブの方針等によって、出場できない場合も想定されます。クラブへの入会前に各クラブ責任者へ確認をしてください。

8) 小学生や高校生、大人も含めた幅広い年代の参加は可能ですが、はまクルの活動は、中学生が対象の中心となることが基本です。

9) 浜松市外に在住する生徒の参加も可能ですが、本市がはまクル参加者を対象とした経済的支援等を行う場合は、その適用外となります。

10) 対象者の制限について、参加者の意欲や技能等を審査して参加者を選抜するような方法（セレクション）は、地域クラブ活動の基本理念に沿わないため、認められません。

(3) はまクル認定の要件

本市では、次に示す5点をはまクルの認定の要件¹¹⁾として定めています。

はまクルの認定を希望する団体は、要件に関わる具体的な規定を団体規約や提出書類等に明記して申請することとなります¹²⁾。

※具体的な申請方法等については、**第2章2 はまクル加盟クラブの運営をしたい方へ** (p13) を参照してください。

〔要件1〕基本理念に沿った活動の目的及び活動計画

◎クラブ員や保護者が安心して活動に参加できるように、各クラブは基本理念である生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に沿った活動の目的や活動計画を明確に示すこと。

【要件1に関する具体的事項】

- 各クラブの活動目的は、選択する生徒や保護者にとって大変重要なものであるため、クラブ内での共通理解を図り、すべてのクラブ員が平等に活動できることを前提とした目的を設定します。
- 活動計画では、定期的な練習日や年間の主な活動（参加する大会等）を示すこととします。クラブ員の心身の成長に配慮し、クラブ員や保護者にとって過度な負担にならないよう、浜松市立中学校部活動運営方針に準じ、適切な活動時間や休養日を設定します。
- クラブ員の多様な志向を尊重し、勝利至上主義とならないように活動を計画します。また、障がいの有無に関わらず、希望するクラブ員が参加できる安心で多様な活動を展開していくことを目指します。

【確認事項・留意事項】

- 部活動にはない競技・種目やレクリエーション的な活動を実施する団体も、はまクル加盟クラブとして活動することができます。
- 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守します。法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守します。
- はまクルの活動は、生徒が自主的、自発的に活動を選択できることが大原則です。各クラブは、生徒が多様な活動に参加できる機会を確保し、生徒に入会を強制したり退会を引き留めたりすることはできません。

11) 本市が認定する地域クラブの要件については、国が定義する「認定地域クラブ活動」の要件に基づき、「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁・文化庁 令和4年12月）、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」（スポーツ庁 令和5年11月30日改定）、「子どもの権利とスポーツの原則」（日本ユニセフ協会 令和元年8月）、「浜松市立中学校部活動運営方針」（浜松市教育委員会 平成30年4月）を参照して作成しています。



国のガイドライン



スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」



ユニセフ「子どもの権利とスポーツの原則」



浜松市立中学校部活動運営方針

12) 本市の地域クラブ認定に関わる内容については、「浜松市認定地域クラブ取扱要綱」にて定めています。

〔要件2〕複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制

◎クラブ員が安全に活動できるように、各クラブは指導者や活動場所等を適切に確保し、持続可能な活動環境を構築できる体制を整えていくこと。

【要件2に関する具体的事項】

- ☐ その競技・種目の指導実績や指導者資格等を有する者を、指導者として確保するように努めます。
- ☐ 指導者以外に活動を適切に運営できるよう、人員体制の整備を行います。
- ☐ クラブ員の健康状態や気温等の環境を考慮して、活動するようにします。
- ☐ 活動場所については、主に中学校施設を使用します。主な練習会場として想定している施設を明記し、安定した活動ができるような指導環境を整えるようにします。

【確認事項・留意事項】

- ☐ 原則として2名以上の複数の指導者を確保し、指導者不在で活動が滞ったり、安全面において目が行き届かなかつたりすることがないようにします。

〔要件3〕コンプライアンス意識の徹底を図るための方策

◎各クラブは、活動の意義を理解した上で、練習が過度な負担とならないように配慮するとともに、体罰、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶に向けたコンプライアンス意識の徹底を図ること。

【要件3に関する具体的事項】

- ☐ クラブの代表者は、指導者や運営スタッフに対し、コンプライアンスに関わる研修を実施したり、スポーツ協会等の研修等へ積極的に参加を促したりすることに努めます。

【確認事項・留意事項】

- ☐ コンプライアンスに関する研修は、以下の内容が考えられます。
(スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」p11より)
 1. 体罰、暴力行為、セクハラ、パワハラについて
 2. 人種、障害、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について
 3. SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会的勢力との交際問題を含む）、社会常識について
 4. 不正行為の防止について（ドーピング、八百長行為等）
 5. スポーツ事故防止及び事故発生時に関する安全管理について
 6. その他の違法行為について（20歳未満の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等）

〔要件4〕公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制

◎各クラブは、営利を目的とした運営ではないことを前提に、会計処理及び資金管理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること。

【要件4に関する具体的事項】

- ☐ 会計処理及び資金管理について、組織運営の透明性を確保するため、参加するクラブ員や保護者等の関係者に対する情報開示を適切に行います。
- ☐ 各地域クラブは、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定し、規約に明記します。また、参加するクラブ員や保護者に対して、入会の際に費用等に関する説明を行い、理解を得るように努めます。

【確認事項・留意事項】

- ☐ 財産の管理・運営について、口座を設置して行う場合は、個人の私的な口座ではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営します。

〔要件5〕活動中のけがや賠償等のための保険への加入

◎各クラブは、クラブ員が安心して地域でのスポーツや文化芸術活動に参加できるよう、指導者も含めてスポーツ保険等に加入すること。

【要件5に関する具体的事項】

- ☐ 加入する保険については、活動中のクラブ員同士のトラブルや万が一の事故等が起こった場合のことを十分に予測し、第一義的には管理責任が各クラブにあることを踏まえ、慎重に選定することが必要です。
- ☐ クラブ員や指導者等に対しては、自身の怪我等を補償する保険と個人賠償責任保険に加入するものとします。

（４）はまクル認定の取消

はまクルの認定を受けた後、はまクル加盟クラブとしての運営に不適切な問題が生じた場合は、本市はまクル担当から指導を行うことや、改善が図られるまで活動休止をお願いすることがあります。

また、以下の内容に抵触した場合は、はまクル加盟クラブの認定を取り消すこととします。

- ① 5点の要件のいずれかに違反していることを、本市事務局が把握した場合
- ② クラブ規約等、申請内容に虚偽の申告があった場合
- ③ クラブの運営や活動内容が著しく不適当と認められ、改善の指導に従わない場合
- ④ クラブが組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不適当と判断される場合
- ⑤ その他、クラブ活動を継続することが不適当と認められる場合

※認定を取り消す場合は、はまクル認定取消通知書を当該クラブの代表者に交付します。

3 はまクルの活動指針

(1) 運営団体・実施主体

運営団体・実施主体¹³⁾ となりうるのは、中学校地域クラブ¹⁴⁾、県及び市スポーツ協会に加盟する各競技団体、合唱や音楽などの文化団体、NPO 法人、スポーツ少年団、総合型地域スポーツ・文化クラブ、協働センターで活動する地域団体、民間事業者などです。

また、市民や地域団体、民間事業者等が、新たに地域クラブ団体を創設し、はまクル加盟クラブとして活動を開始することができます。各団体は、持続可能な活動環境構築の視点から、法人格を取得して活動を運営することが考えられます¹⁵⁾。

本市は、生徒が豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しむために、多様な団体がはまクル加盟クラブとして活動を展開できるような体制整備に努めます。

(2) 指導者

指導者は、地域クラブ活動の基本理念を理解し、各クラブで確保したスポーツ・文化芸術活動の有資格者や経験者、部活動指導の経験者、保護者等が担います。すべての活動において、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為を行うことは許されません。

報酬等については、国から示される予定の費用負担の在り方等も参考に、各クラブで適切な金額を決定できることとします。¹⁶⁾ はまクル加盟クラブの指導や運営スタッフを希望する公立学校の教員については、教育委員会の許可を得て従事することができます¹⁷⁾。

本市では、「はまクル人材バンク¹⁸⁾」を設置し、県や市、競技団体、文化芸術団体等と連携し、希望するはまクル加盟クラブへ指導者を派遣することのできる体制整備を行います。また、はまクルの活動に従事する全ての指導者に対し、コンプライアンスに関する内容を中心に、適切な研修体制¹⁹⁾ を構築していきます。

各指導者には、クラブ員が充実した活動が行えるように、自ら研修の機会を確保して指導者としての研鑽を積むことが求められます。

(3) 活動内容（競技・種目、休養日、活動時間）

本市では、部活動に設置している競技・種目を中心に、設置していない競技・種目においても、クラブ員の多様なニーズに応じた活動ができるよう、活動環境の整備に努めます。

はまクルの活動については、クラブ員の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、浜松市立中学校部活動運営方針に準じ、下記の活動時間や休養日を遵守して活動します。

- ・原則として土日のどちらか1日を休養日とします（長期休業中も同様です）。
- ・大会参加等において、土日連続で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。

13) 「運営団体」は地域クラブを統括する団体、「実施主体」は個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を指します。「〇〇地区バレーボールクラブ」のように、運営団体と実施主体は同一の団体になる場合もあります。

14) 「浜松市立中学校部活動運営方針」による活動日や活動時間の制限を受け、休日に保護者や地域が主体となり、子供がスポーツ・文化活動に自主的に取り組む場を確保する目的として、令和元年度に設立しました。

15) 浜松市として、法人格の取得を希望する団体の支援ができるようにしていきます。

16) 報酬の目安の1つとして、本市の部活動指導員（市会計年度任用職員）は時給1,600円となっています。

17) 具体的な申請方法等の要項や申請書類については、教職員向け公務支援システムに格納します。

18) 本市地域クラブ活動の人材バンクシステムについては、「はまクル人材バンク設置要綱」にて定めています。

19) 本市の指導者研修については、オンラインも含めた研修会や動画コンテンツの視聴等の方法で受講できるように準備を進めています。

- ・クラブ員が在籍する中学校や校区において、定期テスト前や地域行事への参加等で休養日が設定されている場合は、学校の休養日に準じて設定します。
- ・1日の活動時間は、長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的で効果的な活動を行います。

(4) 活動場所（活動用具）

原則として市立中学校施設を活動場所とします。休日の昼間は、学校教育活動に支障のない範囲で、はまクル加盟クラブが市立中学校の施設を利用する場合の使用料を免除し、優先的に利用できるものとします。また、活動用具については、所定の借用願等で申請を行うことで、学校備品を使用できます²⁰⁾。

はまクル加盟クラブが、市立中学校施設を使用する場合の予約や調整に関わる業務については、当面の間、当該中学校の教職員等が行うこととします。

なお、はまクル加盟クラブが公共のスポーツ・文化施設を使用する場合には、他の一般団体と同様の手続きが必要です。

(5) 大会・コンクール等への参加

活動の成果発表の場である大会やコンクール等に参加することは可能です。参加にあたっては、生徒の主体的な選択により決定されるよう、十分留意します。大会によって参加対象者や指導者の条件が異なるため、事前に各種大会の参加規程や要項等を確認し、適切に対応する必要があります。

また、当面の間、平日の部活動は継続するため、中体連夏季大会などの一部大会は、部活動での参加も可能²¹⁾ ²²⁾です。はまクル加盟クラブか部活動のどちらで大会に参加するかについては、生徒の希望を尊重しつつ、学校（部活動）とクラブ側で連携、調整が必要です。

(6) 費用

はまクル加盟クラブの運営は、受益者負担を基本とします。クラブ員や保護者等の理解を得た上で、活動の維持・運営に必要な範囲で、各クラブが可能な限り低廉な会費²³⁾を設定します。

本市は、経済的に困窮する家庭に対し、会費等について適切に支援を行う取組を進めていくことを検討しています。

20) 学校施設の予約・調整、学校備品の借用の申請等の各種手続きについては、p.〇〇を参照してください。

21) 平日の部活動での練習成果として、学校単位で大会に参加する場合は、これまで通り部活動顧問が引率・指導をすることとなります。（部活動として参加できる大会の選定については検討中）

22) 夏季休業中など、平日に大会が開催される場合、学校の教育活動に支障がない限り、はまクル加盟クラブとして参加することができます。

23) 本市が令和5年9月に実施した「休日の部活動の地域移行に関する実態調査」では、地域クラブ活動における1か月の活動費（会費）について、小学生保護者、中学生保護者ともに「2,000円～4,000円程度が妥当」と回答した割合が5割程度となっています。

(7) 保険

クラブ員や指導者等は、自身の怪我等を補償する保険と個人賠償責任保険に加入します。自転車を使用する場合は、自転車保険に加入しているものとします。

また、団体保険や争訟対応に関わる保険の加入については、各クラブ及び参加者の判断とします。

なお、児童生徒がすでに加入している「浜松市学童等災害共済」制度については、クラブ名で団体登録し、補償の適用範囲とします。

(8) 学校との連携

はまクル加盟クラブと学校は、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、情報共有等を積極的に行い、生徒の望ましい成長を支援します。

特に学校に設置されている部活動の競技・種目のクラブは、学校との密接な連携が求められます。はまクル加盟クラブと部活動が共に参加が認められる大会の場合は、参加の仕方などについて、適切な時期に該当部活動の顧問等の教職員と共通理解を図る機会を設けます。

また、はまクル加盟クラブは、活動中のクラブ員同士のトラブル（いじめ²⁴⁾も含む）や事故等について、状況によっては保護者等の了承を得つつ、学校に情報提供を行います。

(9) 管理責任

はまクル加盟クラブ団体及び各指導者には、活動時において「事故や怪我がないように安全に配慮する義務（安全配慮義務）」が生じています。もし活動中に、事故やけが、クラブ員同士のトラブル等が起こった場合は、各クラブの管理責任において適切に対応するとともに、保護者への連絡を確実に行います。また、必要に応じて学校や警察等の関係機関と連携します。

クラブ員や保護者の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法に則り、適正に行います。

本市は、はまクル活動の運営や創設に関わる相談窓口を設置し、各クラブや参加者及び保護者の相談体制を確立します。

24) 本市のいじめ対応については、「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」及び「いじめの理解と未然防止等のためのリーフレット」を参照してください。



浜松市いじめ防止等の
ための基本的な方針



いじめの理解と未然防止
等のためのリーフレット

第2章 はまクルに参加するために

1 はまクル参加に向けての流れ



2 はまクル加盟クラブの運営をしたい方へ

《はまクル加盟クラブ設立の流れ》



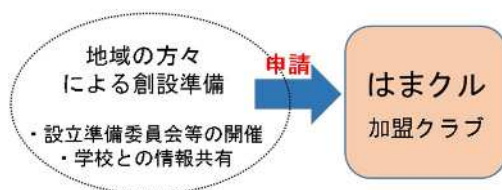
・ Step 1 「はまクル」の認定を受ける前に・・・

浜松市の子供たちのために、地域クラブを創設し、はまクルの認定を受けたいと思ったら、この「はまクルガイドライン」を読み、基本理念や活動指針について理解を深めましょう。

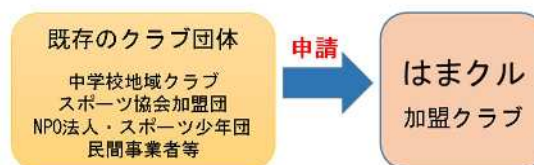
設立タイプやクラブの形によって、設立までの流れは異なります。まずはどのような形のクラブを創設したいのかを明確にし、設立までの流れのイメージをもつことが大切です。

Check！ 設立タイプ

① ゼロからはまクル加盟クラブを設立



② 既存クラブからはまクル加盟クラブへ移行

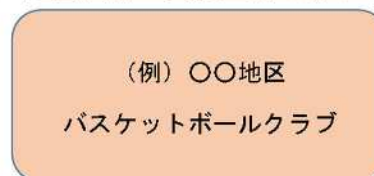


Check！ クラブの形

① 運営団体が多くの実施主体を統括



② 運営団体と実施主体を兼ねる



次に、実際に運営や指導をする仲間を集めましょう。指導者の確保が難しい場合は、市の「はまクル人材バンク」に登録している指導者に依頼することも可能です。

Check！ 指導者・運営スタッフの配置について

- ☐ はまクル加盟クラブでは、代表者（指導者との兼務可）及び会計担当者（指導者との兼務可）、指導者を配置し、最低2名以上で構成することを原則とします。代表者は18歳以上（高校生は除く）の成人とします。
- ☐ 代表者、会計担当者以外に、クラブとして副代表、監査役等の役職を設置することは構いません。
- ☐ 教員がクラブの代表者になることはできません。

- ☐ 生徒に技術指導等を行う指導者は2名以上を確保し、活動の際には、必ず最低1名の指導者がつくようにしてください。また、参加者の人数に応じて、見守りの運営スタッフ（保護者も可）を配置し、安全に活動できるように配慮してください。
- ☐ 複数の競技・種目のクラブを運営する場合（同一競技でも複数の地区で複数のクラブの運営を行う場合）には、運営責任者及び会計担当者は兼務することができます。指導者が複数の地域クラブで指導を行うことも可能です。
- ☐ はまクル加盟クラブとして大会やコンクールに参加する場合は、指導者の審判資格の保持等、大会参加要件を事前に確認してください。
- ☐ クラブの代表者は、指導者確保において、平日の部活動を担当する教員も含め、指導を望まない方に参加を強いることがないように十分に配慮してください。また、指導者の健康や生活等に支障がないことを常に確認するようにしてください。

・ Step2 「はまクル」の認定を受けるための準備をしよう！

Check！ 「はまクル」の認定を受けるために必要な書類について

- ☐ はまクル認定申請書（第1号様式）
- ☐ 学童災害共済団体登録関係書類（第2号様式）
※年間の活動計画書を含む
- ☐ 活動拠点希望確認書（第3号様式）
- ☐ クラブ員名簿（第4号様式）
※第3号様式は、申請時にクラブ員がいない場合、認定後の提出も可能です。
- ☐ クラブ規約
※クラブ規約については、作成にあたっての見本例があります。
- ☐ クラブで使用する金融機関の口座番号が分かる書類
※口座の作成は原則必須とします。口座を設置する場合は、個人の私的な口座で管理・運営を行うことはしないでください。（口座名にクラブ名もしくは運営団体名が記載されている口座を使用）

様式
二次元コード

※第1号様式から第4号様式については、上記二次元コードからダウンロードできます。

・ Step3 認定に必要な申請書類を提出しよう！

必要書類の準備が整ったら、はまクル事務局まで提出してください。提出の方法は、メールまたは郵送することができます。

送付先 浜松市〇〇〇〇 はまクル事務局 宛

メールアドレス 〇〇〇〇

郵送提出先 〇〇〇〇

※書類の不備や訂正が必要な場合は、事務局担当より各クラブ代表者に連絡をします。

☆ はまクル加盟クラブに認定！

申請書類の審査を行い、認定の可否については、クラブ代表者へ通知します。認定の場合は、はまクル登録完了通知書（第5号様式）を、認定できない場合は、はまクル申請却下通知書（第6号様式）を送付します。

認定後は、はまクル加盟クラブであることを市民に周知するために、クラブが作成するたよりや活動着等には、右のロゴマークを使用することを推奨します。ロゴのデータについての情報は、はまクル登録完了通知書の送付時にお知らせします。（ロゴマークは今年度中に作成します。）



はまクル加盟クラブへの申請については、令和8年4月より開始予定です。申請開始日等の情報については、市のホームページ等で周知していきます。

なお、認定期間は単年度とし、更新する場合は再度申請書類を提出することとなります。

・ Step 4 はまクル加盟クラブとして、活動ができるように準備をしよう！

① クラブ員を集めよう

クラブの活動に参加する生徒を集めましょう。はまクルの活動は、生徒が自主的・自発的に活動を選択できることが大原則です。よって、生徒に入会を強制したり退会を引き留めたりすることはできません。

Check ! クラブ員の募集について

- ☐ 各はまクル加盟クラブのプロフィールは、市ホームページ（or ポータルサイト）に掲載します。
- ☐ クラブごとにチラシ等を作成し、配布や掲示をして周知をすることは可能です。作成物の掲示場所等には注意してください。
- ☐ 入会を検討している生徒や保護者のために、見学会や体験会等を開催することも考えられます。参加を検討している生徒が実際活動する場合は、体験会であっても保険に加入するようにしてください。

② 活動場所となる施設を予約し、活動に必要な道具を揃えよう

はまクル加盟クラブは、休日（祝日含む）の昼間（8：00～17：00）について、中学校施設を無償かつ優先的に使用することができます。校舎内の使用については、セキュリティ等の面から一部の学校のみ使用することができます。

Check ! 学校施設の予約及び学校備品の使用について

- ☐ はまクルの活動場所として使用できるのは、中学校施設が基本となります。小学校施設は無償かつ優先使用の対象ではありません。
- ☐ 主な活動場所となる学校施設については、認定の申請時に登録します。
- ☐ 拠点となる学校施設以外の施設も使用することは可能です。
- ☐ 学校施設の予約から決定までの流れは、p.〇〇を確認してください。
- ☐ 学校備品の使用について、使用したい備品の借用願を学校に提出し、学校長の許可のもと使用を認めることとします。

- ☐ 校舎内での文化芸術活動については、学校長の許可のもと、借用願の提出など、所定の手続きをした上で、楽器等の学校備品の使用を認めることとします。
- ☐ 学校施設及び備品の破損、紛失等があった場合は、過失や故意に関わらず、速やかに該当校まで連絡をしてください。
- ☐ はまクル加盟クラブの活動で使用する用具については、学校の教育活動に支障が出る可能性があるため、原則毎回持ち帰りとしします。ただし、毎回の持ち運びが困難な大きな道具、重い道具等については、所定の手続きをした上で、学校施設での保管を認めます。

③ 活動開始時まで、クラブ員及び指導者は確実に保険へ加入しよう

保険に加入したら、クラブ員の保険加入が証明できる書類を事務局まで提出してください。クラブ員や指導者が保険に加入していない状況では、活動をすることは認められません。

④ 保護者説明会等を開いて共通理解を図ろう

はまクルの活動開始前までに、参加する生徒の保護者を対象とした説明会等を開催しましょう。活動の方針や状況、会計処理等の情報については、保護者に理解してもらい、円滑な運営をしていくためにも、定期的に保護者会を開催するなどして報告することが望ましいです。また、定期的な会合でなくても、連絡ツールやたより等で活動の様子を情報発信していくことも、保護者の活動への安心感を高める上で有効です。

Check! 保護者説明会で伝えること

- ☐ 活動の目的
- ☐ 活動場所・活動計画・スケジュール
- ☐ 指導者
- ☐ 会費・必要経費等
- ☐ 保険
- ☐ 緊急時の対応

・ Step 5 活動をスタートしよう！

はまクルガイドラインを遵守し、安全かつ充実した活動ができるようにしてください。

また、クラブの運営は、公正かつ、適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行ってください。

Check! 年度末に提出が必要な書類

- ☐ 活動報告書（第7号様式）
- ☐ 収支報告書（形式は任意）

Check! 大会に参加する場合

- ☐ 大会に参加する場合、クラブとして各競技協会等への登録が必要になります。
- ☐ 事前に各種大会の参加規程や要項等を必ず確認してください。参加者の条件や指導者の資格によっては、大会に参加することができない場合もあります。

- 大会への参加については、指導者の一方的な思いだけで決めるのではなく、参加者や保護者の考えを尊重し、了承を得て適切に参加できるようにします。
- 大会の運営に協力し、大会主催者からの依頼があれば、大会役員やスタッフ等の業務等、大会の運営に協力するようにしてください。

3 はまクルに指導者、運営スタッフとして参加したい方へ

《はまクル人材バンクへの登録から決定まで》



はまクルの活動に指導者や運営スタッフとして関わりたい場合、2つの方法があります。

① クラブの代表者から直接依頼を受けて関わる場合

クラブの代表者と直接交渉をして、指導者や運営スタッフとなります。役割や報酬、参加頻度等、活動前に十分に話し合ったり、文書で示したりするなどして、契約上のトラブルにならないようにすることが大切です。代表者が指導者を兼ねることもできます。

クラブ員名簿（第4号様式）に記載した指導者は、指導者研修受講の把握等の理由から、市の地域クラブ活動人材バンクシステム「はまクル人材バンク」に登録を行います。

② 指導者等を希望するはまクル加盟クラブに派遣されて関わる場合

事前に「はまクル人材バンク」に登録を行います。その後、指導者等を希望するはまクル加盟クラブ側とのマッチングを行い、双方の合意のもと、指導するクラブを決定していきます。

以下の Step 1 からは、②の方法で指導者になるまでの流れを示します。

・ Step 1 「はまクル人材バンク」に登録申し込みをしよう！

活動に携わるには、生徒理解はもとより、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておく必要があることから、スポーツ協会や吹奏楽指導者協会等の指導者資格を有していることが望まれます。資格が無い場合でも、研修等により指導者としての研鑽を積み、可能な限り資格取得に努めることが望まれます。

本市の公立学校の教員が、はまクル加盟クラブの活動に参加する場合は、勤務校の校長の了承を得た上で、教育委員会に申請をする必要があります。

☆はまクル人材バンクのリストに掲載！

はまクルの人材バンクに登録した情報は、本市のホームページ上に人材リストとして掲載されます。（掲載される情報は、個人情報に配慮し、限定した内容となります。）

はまクル人材バンクへの登録については、専用のフォームに入力します（現在準備中）。市のはまクル担当から事前に入力情報について確認したり、入力内容によっては登録ができなかったりする場合があります。

・ Step 2 はまクル加盟クラブから依頼を待ちつつ、研修を受けて準備をしよう！

はまクル加盟クラブは、登録情報を確認し、依頼をしたい指導者がいる場合には、事務局に連絡をします。クラブ側が依頼したい場合でも、決定は指導者本人の意思が尊重されます。

はまクル加盟クラブの指導者は、活動の開始時まで、指定の研修動画を視聴しなければなりません。それ以外にも、中学生を指導する上でのコンプライアンスや競技指導力の向上に関わる研鑽を積むことが求められます。また、指導者資格の取得や救急救命講習の受講等も、参加者の安心・安全な活動につながります。

Check！ 指導する前に受講しておくべき研修内容

(★…本市作成の研修動画に掲載)

- ☐ 中学生の指導にあたり配慮すべき事項★
- ☐ けがの予防や事故の防止★
- ☐ 熱中症予防★
- ☐ 体罰・ハラスメントの防止★
- ☐ 緊急対応等のリスクマネジメント★
- ☐ 競技・種目の指導力向上



推奨する研修一覧

☆指導者を希望するクラブとのマッチング！

指導者を希望するクラブからの依頼があった場合、事務局が仲介し、クラブ側と指導者の面談の機会を設けます。両者の合意ができれば当該クラブの指導者として契約することができます。不成立の場合は、他のクラブからの依頼を引き続き待つこととなります。

・ Step 3 指導者、運営スタッフとして活動をスタートしよう！

クラブ代表者の指示のもと、活動での指導をスタートします。地域クラブ活動の基本理念やクラブの方針に沿った指導が求められます。

Check！ 活動中の指導について

- ☐ 指導者等は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具の点検・管理、保護者との連絡など、多様な職務に従事します。そのため、できるだけ幅広い知識や技能の習得に努めてください。
- ☐ 各競技・種目の指導者の資格は必須ではありませんが、専門的な指導を行うためにも、資格取得に努めるものとします。
- ☐ 生徒理解はもとより、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておく必要があることから、指導者資格を有していることが望まれます。
- ☐ 体罰、言葉の暴力、性暴力、ハラスメントなどの行為を絶対に行ってはけません。指導に当たる際には、意見表明権を含む生徒の基本的な人権（意思の尊重）などの権利擁護の観点に留意してください。

- 常に生徒の安全を確保し、練習等が過度な負担とならないよう徹底してください。特に熱中症等の対策は万全に行い、休養と水分補給の時間を確実に設定してください。
(事故の防止や参加者の健康管理についてはp. 23)
- クラブ員間で事故やトラブルがあった場合は、速やかに適切な対応をとってください。クラブ員の命を守ることを最優先に、緊急事態の場合は、躊躇なく警察や救急等への通報を行ってください。また、いじめや生徒間暴力等があった場合は、クラブ員の在籍校への情報共有を確実に行うようにしてください。
- 気温や気象等の状況に十分留意して活動してください。特に暴風雨や落雷の危険性がある場合は、活動を直ちに切りやめ、クラブ員の安全を確保してください。

☆はまクル人材バンクリストからの削除

はまクル人材バンクに登録されている指導者や運営スタッフに、触法行為や不適切な指導等があった場合、リストから削除し、はまクルの活動に携わることができなくなります。

4 はまクルに参加したい生徒、保護者の方へ

《参加までの流れ》



・ Step 1 参加したい「はまクル加盟クラブ」を探そう！

休日の過ごし方を考え、活動に参加したい場合は、市ホームページに掲載されているはまクル加盟クラブのはまクル加盟クラブの中から、希望に合うものを探しましょう。どのクラブに参加するかは、クラブの方針、活動場所への移動手段、会費などを考慮し、家庭で相談して決定しましょう。

Check！ はまクル加盟クラブを探す方法

- ☐ 市ホームページ「はまクル加盟クラブリスト」から団体プロフィールを閲覧する。

HP アドレス：<https://www. . .>

(現在準備中)



・ Step 2 参加したいクラブと連絡を取ろう！

参加したいはまクル加盟クラブが決まったら、各家庭から直接クラブ担当者に連絡を取り、入会や体験希望の意思を伝えます。

Check！ はまクル加盟クラブと連絡を取る方法

- ☐ 市ホームページ (or ポータルサイト) の「はまクル加盟クラブリスト」に記載の方法で連絡をします。

※各クラブによって、連絡方法は異なります。

・ Step 3 参加したいクラブに入会しよう！

クラブへの入会前には、必要に応じてクラブ担当者との面談や活動の見学・体験を行い、以下の項目を確認した上で、入会を決めましょう。

Check！ 事前に確認すべき内容例

- ☐ 活動の目的
- ☐ 活動場所・活動計画・スケジュール
- ☐ 指導者
- ☐ 会費・必要経費等
- ☐ 保険
- ☐ 緊急時の対応

Check！ はまクル加盟クラブの会費等について、支援を受けたい場合

- ・生活保護世帯及び児童扶養手当全部支給の世帯の生徒で、はまクルの活動に参加した場合の支援については、そのあり方を現在検討中です。

※支援の詳細については、対象の世帯に別途通知します。

・ **Step 4** **活動をスタートしよう！**

参加する皆さんは、「仲間と活動を楽しみたい」、「技術を向上させたい」など、ぜひ自分なりの目標をもって活動に取り組んでください。もし、活動中にトラブルがあった場合は、保護者や指導者に相談するなど、決して一人で悩むことがないようにしてください。

第3章 その他

1 事故の防止や参加者の健康管理

はまクルの活動を安全に行うために、各クラブは、活動中や移動中における各種事故の防止及び参加者の健康管理に十分注意して、活動を行う必要があります。

上記に関わる資料を2次元コードにて掲載します。クラブの指導者及び運営スタッフは必ず目を通し、緊急時の対応についての共通理解を図るようにしてください。

健康安全課関係の資料の2次元コード（熱中症、けが予防等）を記載

2 はまクルガイドラインの見直し

国のガイドライン等の改定内容や本市地域クラブ活動の運営状況によって、はまクルガイドラインの見直しを、必要に応じて適宜行うこととします。

3 問い合わせ先

「休日の部活動の地域展開」について、ご不明な点やご質問等がありましたら、下記にご連絡ください。また、はまクルの認定手続きや加盟クラブへの参加等についての相談も随時受け付けています。

浜松市教育委員会 指導課 TEL 053-457-2411
相談フォーム（準備中）

申請書式等

現在作成中